○みやま市広報紙の有料広告掲載に関する取扱要綱

平成21年3月26日

告示第57号

みやま市広報紙の有料広告掲載に関する取扱要綱（平成20年告示第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この告示は、みやま市広告掲載取扱要綱（平成21年みやま市告示第55号。以下「広告掲載取扱要綱」という。）に定めるもののほか、市が発行する「広報みやま」（ウェブ版を除く。以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載位置）

第2条　広告の掲載位置は、広報紙の「情報ステーションコーナー」の頁の最下段とし、その配置は広報紙発行の所管課で行うものとする。

（広告の規格及び掲載料）

第3条　広告の規格及び掲載料は、次に掲げるとおりとする。

（1）　全幅（縦50ミリメートル×幅170ミリメートル）　広報紙1号につき3万円

（2）　半幅（縦50ミリメートル×幅85ミリメートル）　広報紙1号につき1万5千円

（令4告示30・一部改正）

（広告掲載希望者の募集）

第4条　市長は、広報紙、市ホームページ等により広告の掲載を希望する者を公募するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者の数が募集する広告の枠数に満たないときは、広告掲載取扱要綱第3条各号に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込み）

第5条　広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の版下を添えて、掲載を希望する広報紙の発行日の30日前ま

でに、市長に提出しなければならない。ただし、一度提出した版下の変更は認めないものとする。

（広告掲載の決定）

第6条　市長は、広告掲載取扱要綱に定めるところにより、広告掲載の決定に係る手続をとるものとする。

（広告掲載決定の取消し）

第7条　市長は、広告掲載取扱要綱の規定に違反すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（その他）

第8条　この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（令和4年2月25日告示第30号）

（施行期日）

1　この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2　この告示の施行日以後における第3条の広告の規格による掲載希望者の募集その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附　則（令和8年7月1日告示第138号）

この告示は、令和8年7月1日から施行する。